

One Asia Lawyers Arbitration News Letter (2023年3月)

シンガポールを利用したインドの紛争解決 (1)

1 前書き

人口の増加・経済成長、米中対立の激化などに伴い、現在、インドに投資を行う企業が増加している。そして、これに伴いインドにおける紛争も増加している。特に、インドの裁判制度・インドの仲裁制度は他の国にない特徴が多く、紛争は長期に及ぶ可能性が高い。このため、シンガポールを利用して、インドにおける紛争を解決する企業が増加している。



One Asia Lawyers Group では、かようなインドの紛争解決をシンガポールで効率的に解決することを推奨しているところ、本シリーズにおいては、シンガポールを利用していかにインドの紛争を効率的に解決していくかについて述べる。

以下の通り、まずインドの紛争解決制度の特徴について説明をし、その後、なぜシンガポールで解決することが推奨されているのかについて述べることにする。

- ・インドの仲裁制度、仲裁機関の特徴
- ・インドの裁判制度、裁判所の特徴
- ・シンガポールを利用してどのようにインドにおける紛争を解決していくか

2 インド国内仲裁機関

インドは、最近、国内仲裁法の関連規定を改正するとともに、インド国内仲裁インフラを強化するためのイニシアチブをとっており、その一環として、インフラを備えた複数の仲裁機関がインド各地に設立されている。

代表的なものとしては、インド仲裁評議会 (ICA) およびデリー高等裁判所併設のデリー国際仲裁センター (DIAC) が国内における著名な機関として挙げられる。また、ムンバイには、マハラシュトラ州政府の後押しを受け、ムンバイ国際仲裁センター (MCIA) が設立されている。以下、インドの国内の仲裁機関について説明を行う。

(1) インド仲裁評議会 (ICA)

ICA は、インドを代表する仲裁機関のひとつであり、ニューデリーに本部を置き、インド全土に支部を持つ非営利団体である。1965年、インド政府と民間企業の提携により設立され、ICAの敷地内には約200名近く収容可能な役員室や会議室が備えられている。また、数多くの仲裁に関する会議やトレーニングセッションを開催しており、国際商事仲裁をめぐる諸問題について、海外の仲裁機関とも連携している。

(2) デリー国際仲裁センター (DIAC)

DIAC は 2009 年 11 月に設立され、インド高等裁判所に併設された最初の機関仲裁センターである。DIAC は、独立性、透明性、専門性を備えた機関として設立され、DIAC はデリー高等裁判所の敷地内に併設され、紛争当事者、仲裁人、弁護士にとって便利な立地に設立されている。プロジェクターを完備した審理室、相談室、ビデオ会議機能など、DIAC は最先端のインフラを提供している。また、仲裁を当事者にとってより合理的なものにするため、2018 年 DIAC（行政費用および仲裁人費用）規則では、国内仲裁だけでなく国際仲裁でも分かりやすい仲裁費用の体系を提供している。

（3）ムンバイ国際仲裁センター（MCIA）

MCIA は、インドのムンバイにメインオフィスを構える、独立・中立・非営利の仲裁機関である。2015 年に設立され、2016 年から仲裁手続きの運営を開始しており、インドの州であるマハラシュトラ州政府、国内外の民間企業、法曹界によって設立された。MCIA は、当事者が全プロセスで負担する手続費用と仲裁費用の上限を設定するなど、いくつかの特徴的な規則を有している。また、MCIA の仲裁判断がインド国内の裁判所で再度争われる可能性が低くすべく、仲裁判断の精査（Scrutiny）の手続きも行うこととされている。

次回以降上記の 3 機関の仲裁規則・手続きの比較を行っていく。

◆ One Asia Lawyers ◆

「One Asia Lawyers Group は、アジア全域に展開する日本のクライアントにシームレスで包括的なリーガルアドバイスを提供するために設立された、独立した法律事務所のネットワークです。One Asia Lawyers Group は、日本・ASEAN・南アジア・オセアニア各国にメンバーファームを有し、各国の法律のスペシャリストで構成され、これら各地域に根差したプラクティカルで、シームレスなリーガルサービスを提供しております。

この記事に関するお問い合わせは、ホームページ <https://oneasia.legal> または info@oneasia.legal までお願いします。

◆ One Asia Lawyers ◆

One Asia Lawyers Group is a network of independent law firms created to provide seamless and comprehensive legal advice for Japanese and international clients across Asia. With our member firms in Japan, Southeast Asia, Oceania and other ASEAN countries, One Asia Lawyers Group has a strong team of legal professionals who provide practical and coherent legal services throughout each of these jurisdictions.

For any enquiry regarding this article, please contact us by visiting our website: <https://oneasia.legal>/or email: info@oneasia.legal.

This newsletter is general information for reference purposes only and therefore does not constitute our group member firm's legal advice. Any opinion stated in this newsletter is a personal view of the author(s) and not our group member firm's official statement. Please do not rely on this newsletter but consult a legal adviser or our group firm member for any specific matter or legal issue. We would be delighted to answer your questions, if any.

< 著者紹介 >

	<p>栗田 哲郎</p> <p>One Asia Lawyers Group 代表</p> <p>シンガポール・日本・USA/NY 州法弁護士</p> <p>日本の大手法律事務所に勤務後、シンガポールの大手法律事務所にパートナー弁護士として勤務。その後、国際法律事務所アジアフォーカスチームのヘッドを務め、2016年7月 One Asia Lawyers Group を創立。シンガポールを中心にクロスボーダーのアジア法務全般（M&A、国際商事仲裁等の紛争解決等）のアドバイスを提供している。2014年、日本法</p>
---	--



弁護士として初めてシンガポール司法試験に合格し、シンガポール法のアドバイスも提供している。

tetsuo.kurita@oneasia.legal

+65 8183 5114